

第 15 回教育委員会

令和 3 年 9 月 14 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第17号

新型コロナウイルス感染症にかかる学校園の休業措置基準について

学校園における新型コロナウイルス感染症の感染状況

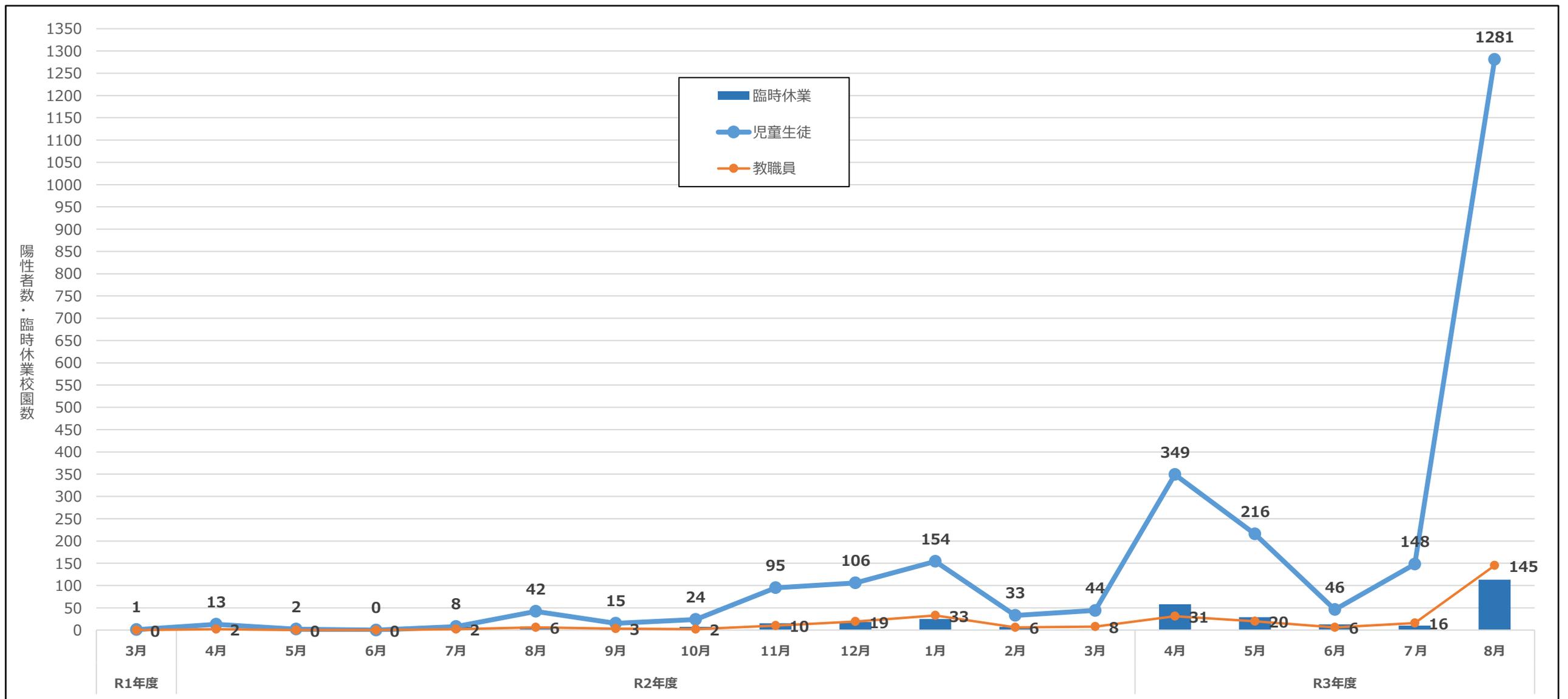
令和3年9月13日
教育委員会事務局

■陽性者数及び臨時休業実施学校園数

		R1年度	R2年度												R3年度					計	
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月※
陽性者数	児童生徒等	1	13	2	0	8	42	15	24	95	106	154	33	44	349	216	46	148	1281	575	3152
	教職員	0	2	0	0	2	6	3	2	10	19	33	6	8	31	20	6	16	145	37	346
臨時休業実施学校園数		0	0	0	0	8	8	5	7	15	18	25	7	1	58	29	13	10	113	158	475

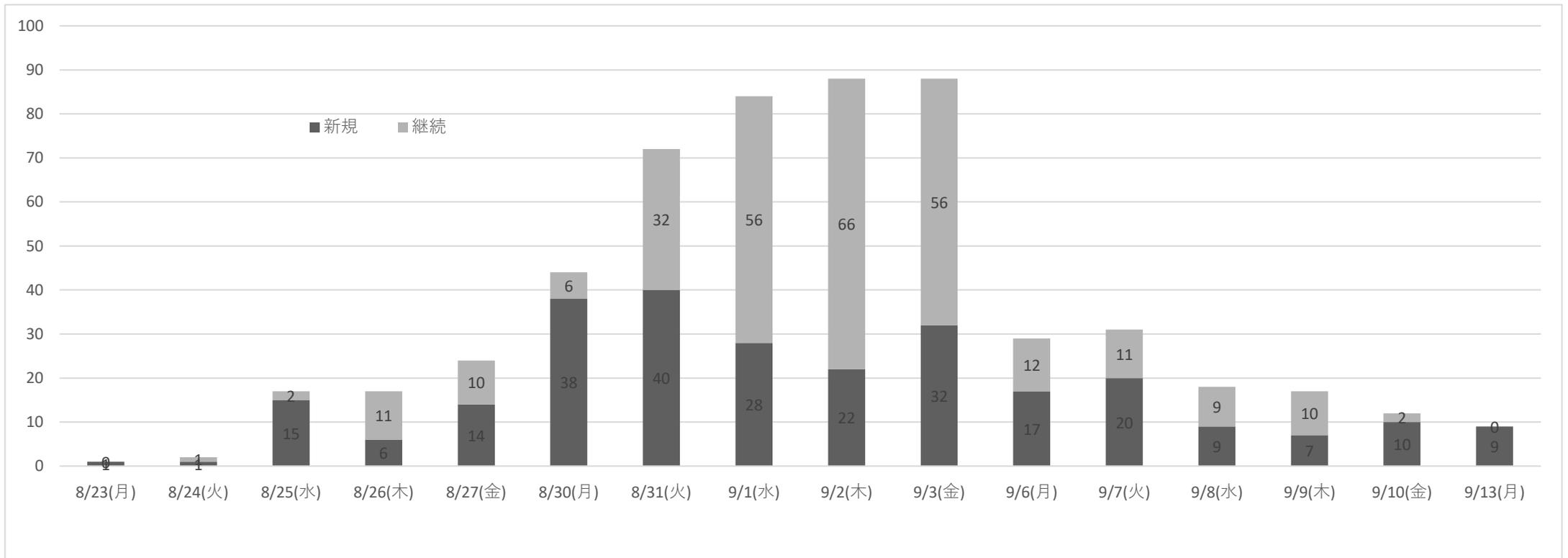
※9月は9月12日判明分まで

■陽性者数及び臨時休業実施学校園数の推移（令和2年3月～令和3年8月）



学校園休業数の推移（令和3年度2学期）

		8/23(月)	8/24(火)	8/25(水)	8/26(木)	8/27(金)	8/30(月)	8/31(火)	9/1(水)	9/2(木)	9/3(金)	9/6(月)	9/7(火)	9/8(水)	9/9(木)	9/10(金)	9/13(月)
学校園 休業	新規	1	1	15	6	14	38	40	28	22	32	17	20	9	7	10	9
	継続	0	1	2	11	10	6	32	56	66	56	12	11	9	10	2	0
	休業数	1	2	17	17	24	44	72	84	88	88	29	31	18	17	12	9
	休業終了	0	0	0	6	7	18	12	16	18	32	76	18	22	8	15	12



学校園の新たな休業措置基準

これまでの休業措置基準

- 児童生徒や教職員等に感染が判明した場合、濃厚接触者の特定及び消毒のため、必要な期間学校園の休業措置を行う。
- 感染に出席停止となった児童生徒等が属する学級における濃厚接触者を含む出席停止者の割合が、めやすとして 15～20%を上回る場合に、出席停止者の割合がめやすとして 15%を下回るまでの間、学校園医と相談した結果を踏まえ、学級休業を行う。
- 学級休業が当該学年において複数にまたがる場合は学年休業、学年休業が当該校園において複数にまたがる場合は学校園の休業措置を行う。



学級内の感染拡大を防ぐため新たな基準を追加

追加基準(適用日:令和3年9月1日)

- 文部科学省の「学校での児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を踏まえ、以下のいずれかの状況に該当する場合、学校(園)医と相談した結果を踏まえ、感染者の属する学級について休業を行う。(ただし、2週間以上登校(園)していない者の発症は除く。)
 - ・感染による出席停止者が複数となった場合
 - ・1名の感染による出席停止者に複数の濃厚接触者が存在する場合
- 休業期間は、直近の疫学調査終了日の翌日から5～7日間をめやすとし、学校(園)医と相談した結果を踏まえ決定する。
- 学級休業が当該学年において複数にまたがる場合は学年休業、学年休業が当該校園において複数にまたがる場合は学校園の休業措置を行う。